

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：23401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07111

研究課題名(和文) 障害者相談支援事業所における地域生活支援に関する研究

研究課題名(英文) Research on community life support provided by disability consultation offices

研究代表者

相馬 大祐 (SOMA, Daisuke)

福井県立大学・看護福祉学部・講師

研究者番号：70533199

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は地域で生活する障害児者への支援として、「決定過程」「提供過程」の双方の支援を行っている相談支援事業所を対象に、その支援内容を明らかにすることを目的にした。

平成28年度は相談支援事業所の「決定過程」に着目した質問紙調査を実施した。その結果、定期的な話し合いの場のある地域の事業所においては、「決定過程」において画一的でない支援が行われていた。平成29年度は相談支援事業所の「提供過程」に着目し、質問紙調査を実施した。その結果、自らの事業所にてサービス等利用計画の作成が少ない事業所は、障害者総合支援法等のサービスに自らつながらない障害児者やその家族に対し、支援をしている傾向にあった。

研究成果の概要(英文)：This research aims to highlight the detail of services provided by disability consultation offices for the support of "the process of decision-making" as well as "the process of granting assistance" for the sake of disabled children living in a community.

The research conducted a questionnaire survey among disability consultation offices in fiscal 2016 with a focus on "the process of decision-making". The results indicated that non-standardized support was provided by those offices located in communities that regularly organized opportunities for a consultation. In fiscal 2017, the research carried out another questionnaire survey, taking note of "the process of granting assistance". Found as a result was the tendency, in which those offices with few plans for making their services available were likely to offer assistance to disabled people who could not actively be connected with the specific assistance listed in the Act for General Support for Persons with Disabilities.

研究分野：社会福祉学

キーワード：障害児者 相談支援事業所 サービス等利用計画 基幹相談支援センター

1. 研究開始当初の背景

1990年代の社会福祉基礎構造改革以降、供給される公的な社会福祉サービス(以下、サービス)の量的整備が進むとともに、多様なニーズに対応するため、サービス種が豊富になっていると言える。この背景としては、入所施設にて一括してサービスを提供する時代から、地域での生活を基盤とし、多様なサービスを提供する時代への変化も重要な要因と考えられる。小林は社会福祉の供給体制においては、サービスの「決定」とそれに基づくサービスの「提供」が分離して構築され、この2つの過程をつなぐケアマネジメントを担う機関の重要性が増していると指摘している(小林2002)。障害福祉領域の供給体制においても、2012年にサービスを利用する者にはサービス等利用計画の作成が義務付けられ、サービスの「決定」と「提供」が分離して構築されたと言える。

まず「決定過程」に着目すると、どのような根拠でサービスを決定しているのかについては、高齢者、障害者双方の領域にて課題が指摘されており、量的な整備だけでなく、質の向上が課題である(日本能率協会総合研究所2014;日本相談支援専門員協会2014)。

一方、「提供過程」に着目すると、公平性の原理に基づいて供給されるサービスは、人々の求めるニーズに対応しえない面を持っている(小松2011)。例えば、制度と制度の間隙が生まれるという課題が存在し、その課題への克服として、地域における何らかの支援のシステム化の有効性が指摘されている(小林2007)。サービスで対応することが困難な障害児者については、地域生活支援事業の相談支援事業にて対応することが求められるが、相談支援についての考え方の相違、相談支援専門員の活動内容の格差等が指摘されている(日本相談支援専門員協会2011)。

このように障害児者の領域においては、「決定」「提供」双方において、課題が指摘されている。そこで、本研究は「決定過程」「提供過程」の双方の支援を行っている相談支援事業所を対象にし、障害児者の地域生活支援体制の構築に寄与することを目的とした。

2. 研究の目的

本研究は地域で生活する障害児者への支援として、「決定過程」「提供過程」の双方の支援を行っている相談支援事業所を対象に、その支援内容を明らかにすることを目的とした。

具体的には、「決定過程」に携わる特定相談支援事業所における支援内容を明らかにすること、「提供過程」に携わる地域生活支援事業の相談支援事業の委託を受けている事業所(以下、委託相談支援事業所)及び基幹相談支援センターの支援内容を明らかにすることを目的とした。

その結果、多くの実践手法を共有化し、最

終的には障害児者の地域での生活に必要な支援体制の構築に寄与することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 対象地域

現行の相談支援体系は、地域生活支援事業における相談支援事業、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業、地域移行・定着支援を行う一般相談支援事業に体系化されており、多くの都道府県や市町村内では、自身の地域の現状を把握した上で計画的に整備されている。そのため、無作為に事業所を選定するのではなく、都道府県単位での調査が有効であると考えた。

そこで、本研究では4県を研究対象地域と設定した。対象地域の選定にあたっては、障害者の相談支援体制を率先して構築している、相談支援従事者のネットワーク構築を先駆的に行っている、人口規模に配慮する(700万人以上の規模の2県、200万人未満の規模の2県)といった3点を考慮した。

(2) 特定相談支援事業所への質問紙調査

まず質の高い支援を行っている特定相談支援事業所の特徴を把握するための質問紙調査を実施した。質の高い相談支援としては、先行研究を参考にして、根拠に基づくアセスメントに着目した。具体的にはサービス等利用計画作成時における継続サービス利用支援(以下、モニタリング)の設定期間が標準期間より短い場合や、モニタリング時の支援の見直しが行われているかに焦点を当てた。

質問紙調査は事業所に関する調査票とサービス等利用計画、モニタリングの事例に関する調査票を作成し、1,167事業所に郵送配布し、郵送にて回収した。結果として、302事業所から回答があった(回収率25.9%)。また調査票にて、サービス等利用計画1,666事例、継続サービス利用支援2,204事例を収集した。

(3) 委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターへの質問紙調査

次に、障害者総合支援法のサービス等で対応することが困難な障害児者に対し支援している委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターを把握するための質問紙調査を行った。4県の委託相談支援事業所及び基幹相談支援センター259事業所に郵送配布し、郵送にて回収した。結果として、73事業所から回答があった(回収率28.1%)。

(4) 聞き取り調査

質問紙調査の結果を受け、4県の事業所に対し、訪問及び電話にて聞き取り調査を実施し、それぞれの取り組みの内容の詳細を把握した。

(5) 倫理的配慮

本研究は社会福祉学会研究倫理指針に則り、実施した。具体的には都道府県名、市町村名、事業所名については個人が特定されないよう、公表しない等の対応を取った。

4. 研究成果

(1) 特定相談支援事業所への質問紙調査

特定相談支援事業所の概況

まず特定相談支援事業所の現状を確認すると、事業所の多くは 2012 年以降に開設されていること(図1)、職員数は1、2人の事業所が多く(図2)、常勤専任の職員数の1事業所あたりの平均値は0.6人であった。

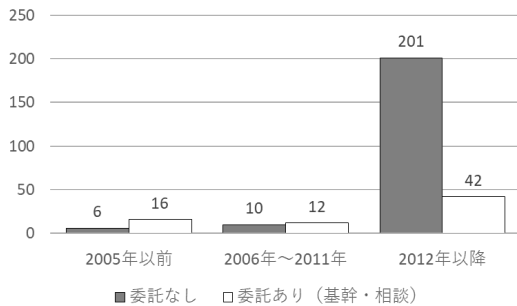


図1 事業所の開設年

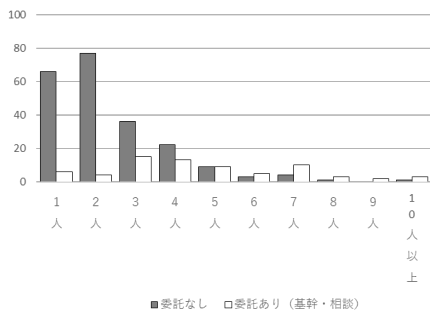


図2 職員数の内訳

質の高い支援を行っている事業所の特徴

また本研究ではサービス等利用計画作成時における継続サービス利用支援の設定期間が標準期間より短い場合や、継続サービス利用支援時の支援の見直しが行われている場合に根拠に基づく支援が行われていると考えた。

そこで、サービス等利用計画作成時における継続サービス利用支援の設定期間が6ヶ月未満の事例がある事業所及び継続サービス利用支援時に支援の見直しを行っている事例のある事業所の特徴を把握した。その結果、上記、の事業所ともに、地域の相談支援事業所に対するサポート体制として、定期的な相談支援事業所間の話し合いの場が年間12回以上開催されている傾向にあった(図3、4)。

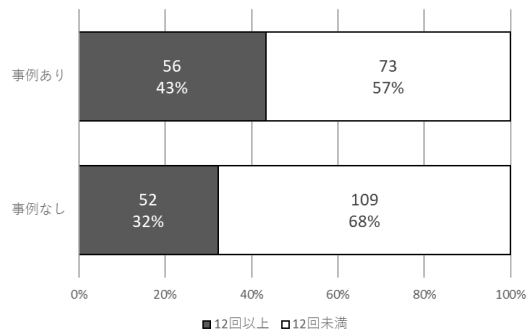


図3 6ヶ月未満の事例のある事業所の特徴

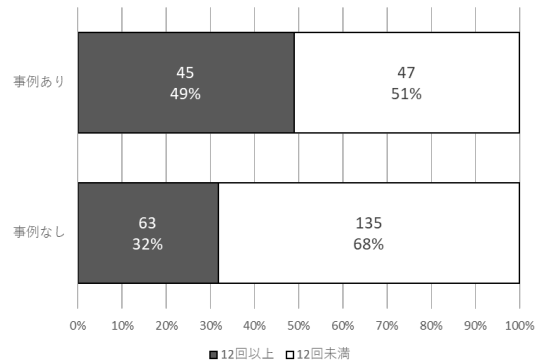


図4 モニタリング後、支援内容を変更している事業所の特徴

(2) 委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターへの質問紙調査

委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの業務内容

委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの業務内容については、サービス等利用計画作成以外に自治体から委託費を受けていることから、サービス等利用計画作成以外の業務も求められている。そのため、相談実人数の内、どの程度、自事業所にてサービス等利用計画作成を作成しているのか把握した。その結果、特に委託相談支援事業所において、サービス等利用計画を作成している事業所と作成していない事業所のばらつきが大きい傾向にあった(図5)。

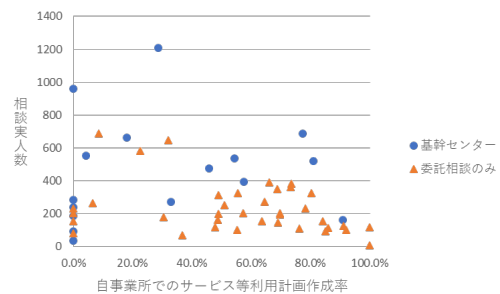


図5 相談実人数におけるサービス等利用計画作成率の分布

サービス等利用計画の作成が少ない事業所の特徴

ばらつきの大きい委託相談支援事業所の中で、相談実人数の内、サービス等利用計画作成の対象となった者の割合の平均値から、60%以下の事業所と61%以上の事業所を比較して、それぞれの相違点を確認した。その結果、サービス等利用計画の作成が少ない事業所は、自治体との定期的な話し合いが1年間に12回以上ある事業所が多い傾向にあった(図6)。

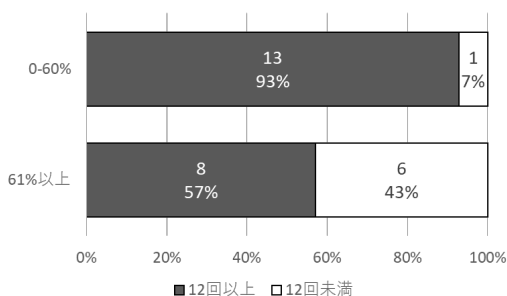


図6 サービス等利用計画の作成が少ない事業所の特徴

また、自事業所でのサービス等利用計画作成が少ない事業所は障害者総合支援法等のサービスを拒否する者への支援を行っている事業所が多い傾向にあった。

(3) 聞き取り調査

特定相談支援事業所

特定相談支援事業所への質問紙調査の結果、質の高いサービス等利用計画を作成している事業所は、年間12回以上の会議の場があることが分かった。具体的な会議の場での内容として、自治体の規模別に聞き取り調査を実施した。

その結果、人口10万人規模の自治体では、全ての特定相談支援事業所が参加し、自立支援協議会の相談支援部会月1回開催し、グループスーパービジョンや事業所見学、懇親会(飲み会)等が行われていた。また、人口60万人規模の自治体では、地区事例検討会を毎週1回のペースで開催していた。これは市内を3つに分け、複数の委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所が参加し、サービス等利用計画の事例についてグループスーパービジョンの手法で検討していた。

委託相談支援事業所

委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターへの質問紙調査の結果、自事業所でのサービス等利用計画の作成率が少ない委託相談支援事業所は年間12回以上、自治体と話し合いの場があることが分かった。その内容としては、困難事例の検討や支援につながりにくい人への関わりの検討等を行っていた。

(4) 結論

特定相談支援事業所が抱える課題とその対応方法

相談支援事業所への地域におけるサポート体制と支援の質の関連性がうかがえた。本研究の対象となった特定相談支援事業所は1人職場が多く孤立しがちである、事業所開所年は最近のところが多い傾向がうかがえた。そのため、相談支援事業所への地域におけるサポート体制は重要と言える。

委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターが抱える課題とその対応法

障害者の相談支援体制を率先して構築している都道府県においても、サービス等利用計画の作成に追われている委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターが確認された。一方、自らの事業所ではサービス等利用計画を作成していない事業所は、障害者総合支援法等のサービスに自らつながらない障害児者やその家族に対し、支援をしている傾向にあった。このような対応については、自治体の担当者の理解が不可欠であり、月1回以上定期的な会議を行う等、行政と事業所で相談支援とは何かについて話し合う場の必要性がうかがえた。

文献

- 小林良二(2002)「戦後社会福祉の政策展開と展望(二)-組織論の観点から」『戦後社会福祉の総括と二十一世紀への展望政策と制度』43-63, ドメス出版。
- 小林良二(2007)「地域生活支援システムの現状と課題」『社会福祉研究』第99号, 31-36。
- 小松理佐子(2011)「地域生活支援のニーズと充足方法」『日本福祉大学社会福祉論集』第124号, 39-53。
- 日本能率協会総合研究所(2014)『介護支援専門員及びケアマネジメントの質の評価に関する調査研究事業報告書』平成25年度老人保健事業推進費等補助金。
- 日本相談支援専門員協会(2011)『障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及』
- 日本相談支援専門員協会(2014)『「相談支援に係る業務実態調査」結果報告書』平成25年度障害者総合福祉推進事業。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

相馬大祐、委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの支援実態に関する研究、日本社会福祉学会第66回秋季大会、2018年

相馬大祐、特定相談支援事業所の支援実態
に関する研究、日本社会福祉学会第 65 回
秋季大会、2017 年

〔その他〕

研究成果をリーフレット「障害児者への相談
支援あなたの地域はできていますか？」にま
とめ、全国の都道府県及び市区町村（1,788）
へ配布。

6．研究組織

(1)研究代表者

相馬 大祐（SOMA, Daisuke）
福井県立大学・看護福祉学部・講師
研究者番号：70533199